

4月
から

自転車の交通違反に 「青切符」導入!



4月1日から信号無視や一時不停止、右側通行(逆走)、ながらスマホなどの違反に対し、交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が適用されます。自転車は自動車と同じ「車両」です。道路を通行する時は「車両」として交通ルールや交通マナーを守り、安全運転を心がけましょう。

❖「青切符」とは?

一定の道路交通法違反(比較的軽微なもの)をした運転者に対して、警察官から渡される交通反則告知書のことです。青い紙であることから「青切符」と呼ばれています。反則金を納めなかった場合、刑事処分の対象になることがあります。

従来は、自転車の違反者が検挙された場合、全て赤切符で処理されていましたが、青切符導入後は、**違反の内容や態様に応じて、赤切符か青切符かの処理が分かります。**

悪質・危険で、かつ重大な違反をしたときや事故を起こしたとき → **赤切符による処理**

例えば…

- ▶ 酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転など
- ▶ 違反によって実際に交通事故を発生させたとき

悪質・危険な反則行為をしたときや、実際に交通への危険を生じさせたときなど → **青切符による処理**

例えば…

- ▶ ながらスマホ、遮断踏切への立入り、ブレーキ不良など
- ※ながらスマホにより、実際に交通の危険が生じた場合は赤切符による処理がされます。
- ▶ 違反によって、歩行者が立ち止まった、他の車両が急ブレーキをかけたとき(交通事故は発生していないもの)
- ▶ 警察官の指導警告に従わず、違反行為を続けたとき

ヘルメット購入費用 を補助します

令和5年4月から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、ヘルメット着用の促進と交通事故による被害の軽減を図るため、購入費を補助します。 環境防災課(千代田庁舎)
※予算の範囲内での補助になりますのであらかじめご了承ください。

対象となるヘルメット

SGマークなどの安全基準に適合することを認証した表示がされている新品のヘルメット(工事用、バイク用などは対象外)

補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、自転車利用者または保護者のうち自転車用ヘルメットを購入したものであって、以下の要件をすべて満たす者とし、自転車利用者1人につき1回限りとする。

- ▶ 市内に居住し、本市に住民登録されている方
- ▶ 市税を滞納していないこと
- ▶ 暴力団等でない方
- ▶ 国、県、市その他の地方公共団体から補助を受けていないこと

補助対象経費

自転車利用者1人につき、自転車用ヘルメット1個分の購入費用

補助金の額:補助対象経費の2分の1(上限2,000円)

補助金の交付の回数は、自転車利用者1人につき1回限りとする。

※令和8年4月1日以降に購入したヘルメットが対象となります。

提出書類

- ・補助金交付申請書
- ・内訳が分かる領収書の写し
- ・安全基準に適合することの認証を受けていることが分かるもの
- ・誓約書
- ・申請者名義の振込先口座が分かるもの

広報誌アンケートに ご協力ください

「広報かすみがうら」のより良い紙面づくりのため、アンケートへのご協力をお願いします。
情報広報課(霞ヶ浦庁舎)

回答方法

- ❖ いばらき電子申請届出サービス(二次元コード)から▶
- ❖ アンケート用紙から
- ※ 広報誌が設置してある公共施設に用紙・回収箱があります



回答フォーム

回答期限
5月31日

Q1. 回答者の年代を教えてください

1. 10代以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代 7. 70代 8. 80代以上

Q2. かすみがうら市の情報は何で得ていますか(複数回答可)

1. 広報誌 2. 市ホームページ 3. 市公式アプリなど 4. その他() 5. 特に情報を得ていない

Q3. 広報誌でよく読むコーナーを教えてください(複数回答可)

1. 暮らしの防災ガイド 2. 消費生活ホットライン 3. 湖畔の学び舎(水族館) 4. 健康づくりナビ
5. 子育て通信 6. 図書館だより 7. 文芸ひろば 8. 歴史にふれる 9. 人生の先輩
10. まちのわだい 11. かすみっ湖ハッピースマイル 12. かすみがうら活動日記
13. その他()

Q4. 不要だと思うコーナーがあれば教えてください(複数回答可)

1. 暮らしの防災ガイド 2. 消費生活ホットライン 3. 湖畔の学び舎(水族館) 4. 健康づくりナビ
5. 子育て通信 6. 図書館だより 7. 文芸ひろば 8. 歴史にふれる 9. 人生の先輩
10. まちのわだい 11. かすみっ湖ハッピースマイル 12. かすみがうら活動日記
13. その他()

Q5. 広報紙をどのような方法で入手・閲覧していますか

1. 区(常会)からの配達 2. 公共施設 3. スーパー・コンビニなどの施設 4. 市ホームページ
5. その他() 6. 入手・閲覧していない

Q6. 広報紙の配布方法として最適だと思うものを教えてください

1. 区(常会)を通じた配布(未加入者は公共施設などで入手) 2. 全戸配布(ポスティングなどによる配布)
3. デジタル配信のみ(市ホームページやアプリ配信) 4. 公共施設やスーパー・コンビニなどにのみ設置
5. その他()

Q7. 広報紙の発行回数として最適だと思うものを教えてください

1. 月2回(現在の発行回数です) 2. 月1回 3. その他()

Q8. 広報紙に掲載してほしい内容やテーマがあれば教えてください

[]

Q9. 広報紙へのご意見・ご感想・改善が必要な点などあればお聞かせください

[]